

意見の概要	市の考え方
<p>(2ページほか)モノづくり推進地域について モノづくり推進地域の指定を受ける地域単位がよくわからない。より早く指定を受けるためにできることは、</p>	<p>パブリックコメント資料の2ページ、4ページの説明にあるとおり、モノづくり推進地域とは工業地域と準工業地域のうち工場の立地している比率が高い地域のことを本条例では指しています。条例を施行する際は、当初、工業地域全体を指定し、工場の立地状況等の調査を行った上で準工業地域の中から上記基準を満たす地域を指定、また、工業地域の中であっても工場の立地が少なく住宅が多い地域などは指定を解除していくよう考えています。指定や解除の際には告示いたします。</p> <p>なお、地域単位については、街区（道路、鉄道もしくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域）ごとでの指定を考えております。</p> <p>また、地域の住民や事業者がこの指定を受けるために自発的に何かをしていただく、という類のものではございませんが、住民、事業者を始め広く皆様にご理解、ご協力いただくことが重要と考えております。</p>
<p>(7ページほか)重点地区の指定について 市の計画に従って加納地区に移転してきて操業しているが、そういったところは優先的に重点地区に指定していただきたい。</p>	<p>同資料の7ページの説明にあるとおり、住工共生まちづくりに取り組む団体から申請があった場合、市長が「モノづくり推進地域内のモノづくり企業及び自治会その他地域の課題について自主的に取り組むことを目的として形成された」等の要件に該当する団体を住工共生まちづくり協議会として認定することとしており、さらにその活動区域のうち特に産業集積を維持する必要があると認められる地域を重点地域として指定することとしております。</p> <p>したがって、まず、地域において、住工共生まちづくりに取り組む団体を立ち上げ、認定を受けていただく必要があります。</p>
<p>その他（全般的なご意見など） ・モノづくりのまちにふさわしい中小零細製造業にとって安定した操業環境を保全していただきたい。</p>	<p>本条例を施行し、施策を推進するとともに、用途純化への誘導等を行っていくことで操業環境を保全していきたいと考えております。</p>

<p>・市の幹線で加納地区で工場をやっているが、騒音、振動が生じることもある。住宅が入ると絶対に問題が起こるのは間違いない。快適な暮らしができるわけがない。既得権がある限り、この条例の制定に従うことは不可能。</p>	<p>同資料の 6 ページの説明にあるとおり、モノづくり推進地域内で住宅を建築される建築主は、生活環境保全のために必要な措置を講じなければならないなどとしています。</p> <p>一方、工業地域または準工業地域では、宅地建物取引業者は、建築した住宅の売買や賃貸借の代理や媒介をする場合は、居住する方に対して従前の重要説明事項に加え用途地域の趣旨などを説明しなければならないこととしております。</p> <p>さらに、2 ページ、5 ページの説明にあるとおり、モノづくり推進地域においては、地権者の合意が得られた地域については、長期的な工場用地の確保に向けた、特別用途地区や地区計画等の手法の活用についても本条例に盛り込んでおり、用途純化への誘導も図ってまいります。(ただし、実施するためには、他の条例制定が必要)</p>
<p>・後から来られた住宅には用途地域を十分認識させてほしい。併せて既得権を認めて、24 時間操業に理解をしてほしい。</p>	<p>本条例では、工業地域または準工業地域では、宅地建物取引業者が居住する方に対して従前の重要説明事項に加えて用途地域の趣旨などを説明しなければならないこととしております。</p> <p>なお、24 時間操業については、現行法令におきましても規制に抵触しない限り認められています。</p>